

議案第 23 号

前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年前橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 当該年度の前年度において本市の職員（会計年度任用職員を除く。以下この項において「常勤職員等」という。）であった者で引き続き当該年度に会計年度任用職員となったものに係る当該年度の前年度における常勤職員等としての年次有給休暇の残日数については、20 日を限度として、当該年度に繰り越すことができる。

附則第 2 項を次のように改める。

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日に臨時又は非常勤の職にあった者（常勤職員条例第 2 条第 2 項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第 3 項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。以下この項において「非常勤職員等」という。）で引き続き会計年度任用職員となったものに係る施行日の前日における非常勤職員等としての年次有給休暇の残日数については、20 日を限度として、令和 2 年度に繰り越すことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。